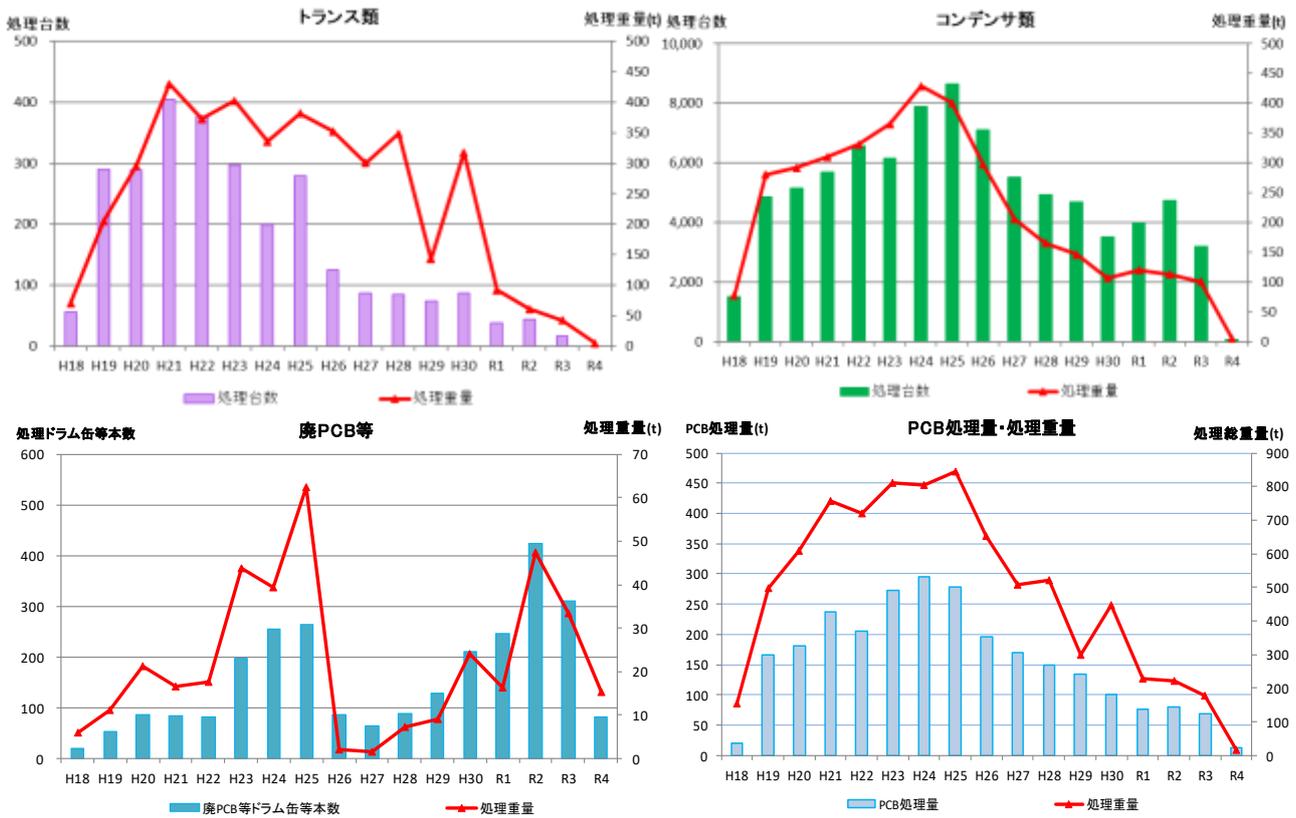


図一 中間処理実績等



(3) 処理手間物等の処理

1) 高濃度の硫黄含有及び多量保管事業者の廃PCB油の処理

ア 高濃度の硫黄を含む廃PCB油

- ・硫黄分が 100ppm から 5, 100ppm 程度と高い濃度を含有している廃PCB油は、当処理事業所で採用している脱塩素化分解で使用するパラジウムカーボン触媒（活性炭の表面に金属パラジウムを付着させたもの）の活性が阻害されることが判っています。
- ・高濃度の硫黄を含む廃PCB油の処理については、コンデンサ処理等から発生するPCB油や系内から発生する回収溶媒と混合し硫黄濃度 1,000ppm 以下に抑えて処理系統に投入し無害化処理を進めました。この濃度調整により、1回の無害化反応で処理できるPCB量が低減することとなり、通常のPCB油処理に対して数倍の時間を要することとなりましたが、2社の67本全て処理が終了しました。なお、各社の処理ドラム缶本数及び処理期間等は（表一3）のとおりです。

表一3 高濃度の硫黄を含む廃PCB油の処理状況

事業者名	油の種類	対象物の由来	処理ドラム缶の全数(本)	処理期間
P社	廃PCB油	製造過程でのコンデンサ油と鉱物油	28	R3.6~R4.6
U社	廃PCB油	熱媒体油	39	R3.7~R4.1
合計			67	

## イ 多量保管事業者の廃PCB油

- ・当該事業者は、平成29年5月に当該事業者主催の学識者による検討委員会を立ち上げ、PCB汚染物の自所の処理計画を策定し、JESCOの受入条件を満たすよう技術的な検討を行ないました。
- ・PCB汚染物は、有機溶媒（IPA）で抽出することによって受入可能となったPCB油がドラム缶で511本あり、平成31年4月から受入開始後、処理を進めております。
- ・その後、PCB固形物等や高粘度液状物を粘度調整のために炭化水素系溶剤（KP-8 や HC-370）、または2つの混合液にて粘度調整を行った廃PCB油 170本が新たに発生をしました。なお、処理対象ドラム缶本数及び処理期間等は（表-4）のとおりです。

**表-4 多量保管事業者の廃PCB油の処理状況**

令和4年7月末 現在

事業者名	油の種類	対象物の由来	全ドラム缶数 (本)	中間処理ドラム缶数/搬 入ドラム缶数 (本)	処理期間
K社	①IPA抽出油	ろ過ケーキ	511口	354/380	H31.4~
	②KP-8粘度調整廃油	PCB固形物、廃白土、TC残渣物など	38	11/23	R4.6~
	③HC-370 粘度調整 廃油		15	0/0	R4.9 開始予定
	④KP-8+HC-370粘度 調整廃油		117	13/25	R4.6~
	小 計(②+③+④)		170	24/48	
合 計 (①+②+③+④)			681	378/428	

## 2) エリア間移動による処理の推進

ア 平成26年6月の国のPCB廃棄物処理基本計画（見直し）変更により、PCB廃棄物処理推進のため、5事業所間で相互処理を図ることになりました。

新幹線車載トランスは計画どおり大阪PCB処理事業所で30台処理し、平成30年度で完了しました。また、PPコンデンサは当初6,000台を計画していましたが大手保管者の保管物の処理が終了したことから、豊田PCB処理事業所で4,987台を処理し、令和元年度で終了しました。

特殊コンデンサについても当初は、最大見込み枠として北海道事業エリア、豊田事業エリアから各500台を計画していましたが、処理の進展に伴い、北海道事業エリアから70台、豊田事業エリアから123台に計画を見直し、大阪PCB処理事業所での処理は令和2年度で終了しました。

イ 地域の皆様並びに地元自治体である大阪市のご理解をいただき、令和4年5月のPCB廃棄物処理基本計画（見直し）変更により、北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見されたトランス、コンデンサ等の一部を大阪PCB処理事業所で処理を行います。現在、所管自治体等が保管事業者に対して処理する意志があるかの確認を行っており、順次手続きを進めてまいります。